

HASHIMA CITY 2025→2044



羽島市みらい共創プラン

(羽島市第七次総合計画)

基本構想（修正案）

【目 次】

第1章 羽島市第七次総合計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の構成と期間	2
第2章 市を取り巻く社会情勢	3
第3章 将来像	6
第4章 将来指標	7
第5章 土地利用方針	8
第6章 施策の大綱	9
I とともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>	10
II とともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>	12
III とともに創る 活力・にぎわいのあるまち <産業・交流>	14
IV とともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>	16
V とともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>	18
持続可能なまちづくりを支える考え方	19
用語説明	21

第1章 羽島市第七次総合計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、「心安らぐ 幸せ実感都市 はしま」を将来都市像とした羽島市第六次総合計画（計画期間：2015（平成27）年度から2024（令和 6）年度まで）に基づき、人とまちを共に育み、安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

この間、市役所新庁舎や次期ごみ処理施設の建設、市民病院の維持・経営改善をはじめとした本市が独自に抱える個別課題への対応を進めてきました。

また、子育て・教育環境の充実、企業誘致等の産業振興、自助・共助・公助に基づく防災・減災対策の強化、まちづくり基本条例に基づく市民協働の推進、将来世代への負担を残さない財政運営に向けた財政の「安定化対策」¹の実施など、同計画の目標達成に向けて施策・事業を展開し、人口減少の抑制を図ってきました。

一方、急速な少子化の進行により人口減少が加速し、人口構成も高齢化が更に進むことが見込まれることから、人口減少対策に継続して取り組んでいく必要があるとともに、災害対策、感染症対策、社会資本の老朽化等にも引き続き対応していく必要があります。

また、社会情勢が急速に変化し、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として市民の価値観やライフスタイルが多様化する中、GX（グリーン・トランスフォーメーション）²やDX（デジタル・トランスフォーメーション）³の推進、誰もが暮らしやすい包摂社会の実現に向けた取組、国際社会の共通目標であるSDGs⁴の推進など、さらに注力すべき課題への対応が求められています。

こうした現状を踏まえ、市民や企業、団体等の多様な主体との協働や他自治体との効果的な連携により、多様化・複雑化する課題に的確に対応し、誰もが住み良いまちを目指し、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」（以下「本計画」という）を策定します。

なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方版総合戦略」としての性質を併せ持つ計画とします。

2 計画の構成と期間

本計画は、基本構想及び実施計画により構成します。

◆基本構想◆ 基本構想は、長期的な視点からの目指すまちの姿を定めるとともに、その実現に向けて展開する施策の大綱を示します。

計画期間は、老年人口（65歳以上人口）がピークに達する2040年代を見据え、2044（令和26）年度を目標年次とし、計画期間を2025（令和7）年度から2044（令和26）年度までの20年間とします。

◆実施計画◆ 実施計画は、基本構想に定める目指すまちの姿を実現するための施策について、目標指標を設定して体系別に示します。

計画期間は、市長の任期に合わせ、1期当たり4年間とします。

実施計画に位置付けた施策については、目標指標に対する現状を毎年度検証しながら進捗管理を行います。

なお、実施計画期間の満了時や計画期間中において、社会情勢の変化等に伴い、計画の見直しが必要となった場合には、その都度柔軟に見直しを行います。

◆計画期間のイメージ◆

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
基本 構想	20年間																			
実施 計画	1期：4年間				2期：4年間				3期：4年間				4期：4年間				5期：4年間			

第2章 市を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少・少子化・高齢化社会の更なる進行

人口減少や少子化・高齢化、東京への人口一極集中の進行により、人手不足の深刻化や地域活力の低下、社会保障関係費の増加など、従来の社会制度や経済状況に影響が生じており、更なる人口減少や人口構成等の変化を見据えたまちづくりを進める必要があります。

(2) こども・子育て政策の強化

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて、2023（令和5）年4月1日、こども家庭庁が設置され、子育て支援や少子化対策とともに、児童虐待、いじめ、ヤングケアラー⁵など、こどもを取り巻く課題への対応が進められています。

また、同年12月には、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたこども未来戦略が閣議決定され、こども・子育て政策の強化が求められています。

(3) 学校教育における高度化・複雑化する諸課題への対応

グローバル化や情報化等の社会情勢の急速な変化に伴い、学校教育において、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力、生活習慣の形成等を図ることが求められています。

また、いじめ・不登校対策、特別支援教育の充実、デジタル技術の活用等の諸課題への対応とともに、少子化に伴う児童生徒数の減少に応じた教育環境の改善が必要です。

(4) 人生100年時代に向けた健康意識の高まり

平均寿命が年々伸びている中、シニア世代がいつまでも健康で元気に過ごし、社会で活躍されることへの期待が高まっています。住み慣れた地域で暮らすことができるよう、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図ることが求められています。

また、生涯学習や生涯スポーツを通じ、その成果を地域に生かす環境づくりが求められています。

(5) 誰も取り残されない社会の推進

社会情勢の急速な変化は、人々が関わり合いを持ち相互に支え合う機会の減少をもたらし、生活困窮、ひきこもり、孤独・孤立、自死など、地域における生活課題・福祉課題を深刻なものにしています。すべての人が生きがいを感じられる誰も取り残されない社会づくりが求められています。

(6) 安全・安心意識の高まり

昨今の激甚化・頻発化する自然災害や南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害の発生前から対策を講じる事前防災・減災の推進、地域単位での自助・共助の強化といった、強靱な国土の形成に向けた取組が必要です。

また、身近な地域における犯罪は巧妙化・多様化しており、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が求められています。

(7) GX 推進の機運の高まり

世界中で地球温暖化による影響が懸念される中、国においては、脱炭素社会を目指す取組として、GX を通じて温室効果ガスの削減、エネルギーの安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略が2023（令和 5）年7月に策定されました。本市においても、2021（令和 3）年3月に「羽島市ゼロカーボンシティ⁶宣言」を行っており、市民や事業者等との協働により2050（令和32）年までに脱炭素社会の実現を目指しています。

(8) リニア・高速交通網整備の進展

東京、名古屋、大阪を結ぶリニア中央新幹線が開業することで、アクセス利便性が向上し、経済や社会に大きなインパクトを与えるとともに、三大都市圏が一体化し、ヒト・モノ・カネ・情報が集まる大経済圏の形成につながることが期待されています。

また、東海環状自動車道等の高速交通網の整備を見据え、本市の優位性を生かしたまちづくりが求められています。

(9) 社会資本マネジメントの推進

高度経済成長期以降に集中的に整備された道路、橋梁、上下水道、公共施設等の老朽化が進行しています。適切な維持管理を行い、社会的インフラ機能を維持するとともに、今後の人口構成や社会情勢等の変化に合わせ、将来的な需要を見極めて適正化を計画的に進める必要があります。

(10) DXの推進

人口減少、少子化・高齢化による人手不足に伴い、様々な市民生活の場面において安定したサービスの供給が困難になることが懸念されるため、急速に進展するデジタル技術を活用して、利便性の向上や効率化を進めていく必要があります。

国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させるため、2022（令和4）年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。

(11) 協働・共創による地域づくり

地域社会においては、今後、様々な課題や資源制約が顕在化し、人口減少により地域社会を取り巻く環境は、ますます厳しい状況となることが想定されます。こうした環境変化によって生じる、人手不足や多様化・複雑化する課題に対応するためには、市民や企業、大学、団体など、多様な主体との協働や他自治体との効果的な連携により、それぞれの特性を生かしながら、課題解決の担い手として一層、主体的に関わっていく環境を整備していく必要があります。

(12) 価値観やライフスタイル、働き方の多様化

就業構造や雇用環境の変化、「人生100年時代」と言われる長寿命化など、社会情勢等の変化に伴って、価値観やライフスタイル、働き方が多様化し、ワーク・ライフ・バランス⁷の実現など、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの希望をかなえる環境づくりが求められています。

(13) 多文化共生⁸社会の推進

訪日外国人観光客や外国人労働者の増加を踏まえ、互いの文化的ちがいを認め合い、相互理解を深めるなど、多文化共生の地域づくりが求められています。

第3章 将来像

市民が望むまちの姿

本計画策定に関わる市民アンケート⁹、企業アンケート¹⁰、U35 はしま若者会議¹¹の結果によると、市民が望むまちの姿は以下のとおりです。

市民意向（市民アンケート）	市民意向（企業アンケート）
○目指すべきまちづくりの方向性 ・保健・医療・福祉の充実によるだれもが元気に暮らせるまち ・結婚・出産・育児がしやすいまち ・住環境の整備による快適で暮らしやすいまち ・若者の定住、就業を促進するまち ・新幹線駅周辺やインターチェンジ周辺ににぎわいのあるまち ・企業活動支援や企業誘致の促進による活力に満ちたまち ○重点的に取り組むべきと考えるSDGsの目標 ・すべての人に健康と福祉を ・住み続けられるまちづくりを ・働きがいも経済成長も ・質の高い教育をみんなに	○活力ある地域社会を実現するため今後重要と考える施策 ・若者の定住、就業の促進 ・安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくり ・企業誘致や起業支援による新たな雇用の創出 ・地域産業の振興 ・医療・福祉サービスの充実
	市民意向（U35 はしま若者会議）
	○20年後のまちの姿を示すキーワード ・子育て、新しいこと、起業→<u>生み育てる、創出</u> ・市民全員、誰もが、幅広い年代→<u>誰も取り残さない</u> ・安心して遊べる、安全に生活できる→<u>安全・安心</u> ・元気に暮らせる、活気のある→<u>活力</u> ・ネット環境が充実、交通網が充実→<u>便利</u> ・分かりやすいルール、市政に関心→<u>参加・参画</u>

目指すまちの姿

市を取り巻く社会情勢や市民が望むまちの姿等を踏まえ、市民をはじめ多様な主体との協働や他自治体との連携の深化により、次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住み良いまちを目指し、将来都市像を

将来都市像

未来へつなぐ スマイル羽島

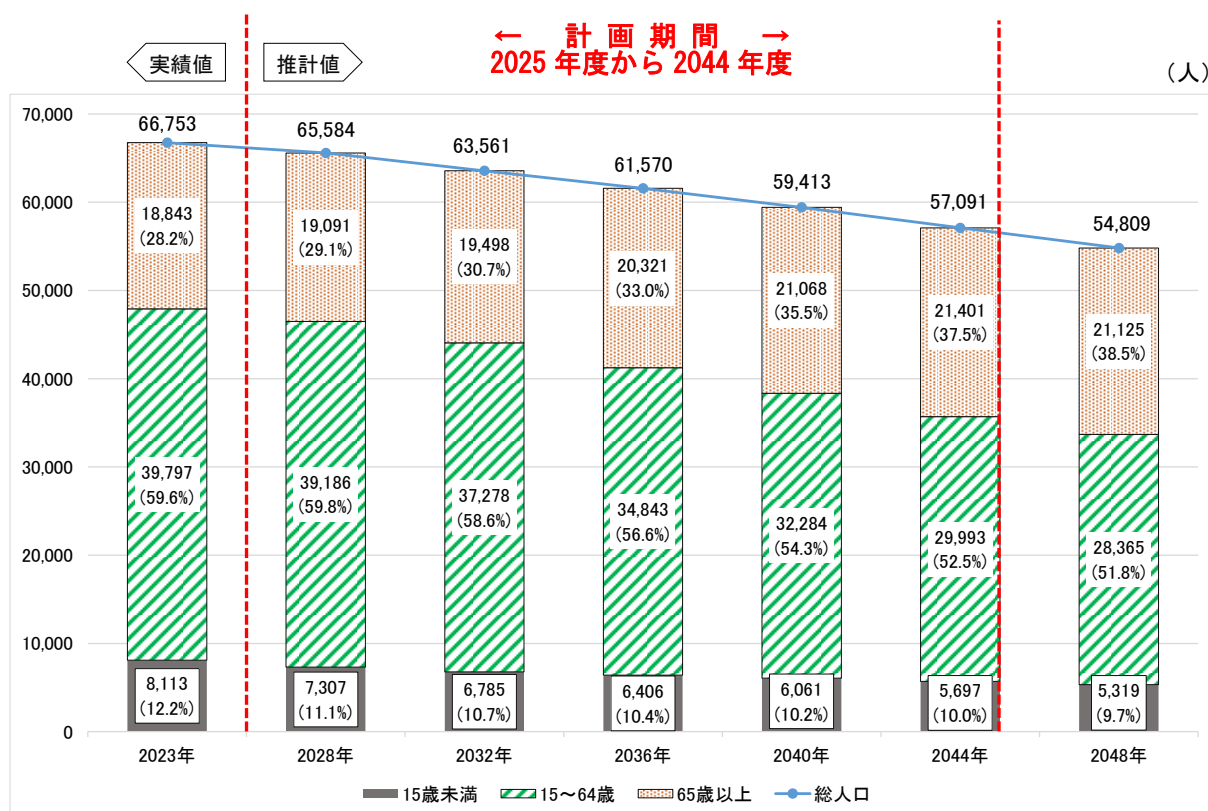
とします。

第4章 将来指標

2023(令和5)年を基準年として実施した推計では、総人口が計画目標年次の2044(令和26)年には基準年から9,662人減少し、57,091人になると見込まれます。

年齢別の人口構成は、少子化・高齢化が一層進み、2044(令和26)年には、15歳未満人口の構成割合が10.0%、65歳以上人口の構成割合が37.5%となると推計されています。

将来人口推計(コホート要因法¹²による推計)



※2023年の実績値は、同年10月1日現在の住民基本台帳人口

目標人口

本計画に掲げる施策の大綱に基づく各種施策を展開することによる効果を踏まえ、本市の人口減少率を全国平均の減少率と同等に抑制することを目標とし、本計画の目標年次である2044(令和26)年における本市の目標人口を

59,000人 とします。

第5章 土地利用方針

本市における現在の土地利用状況や交通体系等を踏まえ、以下のエリア及びそれを補完する軸を方針として定めます。これにより、市の特性を生かし、都市としての活力の創出を図りつつ、自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。

(1) エリア

① 市街化区域

都市基盤が整い、良好な住環境を備える地域においては、まちの魅力を幅広く発信し、居住を促進します。

また、広域交通拠点としての立地特性を生かし、企業立地の促進を図るとともに、都市のにぎわいの創出を図ります。

さらに、文化・芸術振興の拠点となる文化センターや、子育て世代等に対する支援の拠点となる福祉ふれあい会館等の公共施設の集積や市固有の歴史、文化等の資源を生かし、地域や世代を超えた交流の場として利用を促進します。

なお、土地利用のポテンシャルが高い地域においては、人口動態や社会情勢を勘案し、立地特性に応じた都市環境の整備を推進します。

② 市街化調整区域

優良農地の維持を図りつつ、農地の集約化や再は場整備等の生産基盤の強化を進めるとともに、次世代型農業への転換等により、農業経営を合理化し生産性の向上を図り、活力を生み出す場としての土地利用を進めます。

また、国営木曽三川公園や河川敷の広場等を生かし、心身の健康増進に資するスポーツやレクリエーション等の余暇活動の場としての土地利用を進めます。

さらに、既存集落においては、都市機能が集中する市街化区域との連携による生活圏の維持を基本とし、日常生活を支える基礎的な基盤整備を維持・保全します。

なお、広域交通拠点や広域幹線道路沿線等の地域においては、必要に応じ、周辺の自然環境や営農環境との調和に配慮しながら、秩序ある都市的土地利用を誘導します。

(2) 軸

主要交通軸：今後の人口動態や道路交通量等を踏まえ、道路網の再構築を図りつつ、広域幹線道路と生活道路を有機的に結び、効果的な道路ネットワークの形成を図ります。

主要環境軸：豊かな自然環境を生かしたゆとりと潤いのある河川エリアの形成を図ります。

第6章 施策の大綱

将来都市像である「未来へつなぐ スマイル羽島」の実現に向けて、多様な主体との協働や他自治体との連携により各種施策に取り組むため、「ともに」をキーワードとし、

「Ⅰ とともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>」

「Ⅱ とともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>」

「Ⅲ とともに創る 活力・にぎわいのあるまち <産業・交流>」

「Ⅳ とともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>」

「Ⅴ とともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>」 の5つの基本目標を定めます。

この5つの基本目標を体系的に推進するため、「持続可能なまちづくりを支える考え方」を位置付けます。

Ⅰ とともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>

- (1) 地域福祉
- (2) 高齢者福祉
- (3) 障がい者福祉
- (4) 社会保障
- (5) 健康づくり
- (6) 地域医療

Ⅱ とともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>

- (1) 子育て
- (2) 学校教育
- (3) 地域教育
- (4) 生涯学習
- (5) 生涯スポーツ

Ⅲ とともに創る 活力・にぎわいのあるまち <産業・交流>

- (1) 農業
- (2) 商工業
- (3) 企業誘致
- (4) 観光・交流

Ⅳ とともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>

- (1) 防災
- (2) 消防
- (3) 交通安全・地域防犯
- (4) 環境保全
- (5) ごみ・衛生

Ⅴ とともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>

- (1) 道路
- (2) 公共交通
- (3) 公園・広場
- (4) 上下水道

持続可能なまちづくりを支える考え方

- (1) 多様な主体との協働・共創
- (2) DX・GXの推進
- (3) 人権・多様性の尊重
- (4) シティプロモーションの推進
- (5) 開かれた行政
- (6) 安定した自治体経営

I ともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>

誰も取り残されない持続可能な社会の形成に向けて、生涯にわたって住み慣れた地域で暮らすことができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、相互に支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、地域医療を確保するとともに、保険制度の適正な運営を進め、市民の心身の健康保持・増進を図ります。

(1) 地域福祉

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な福祉サービスを提供するとともに、誰も取り残されない持続可能な社会の形成に向け、支え合い・助け合いの意識づくりを進めます。

(2) 高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる取組を進めます。

また、高齢期の特性を踏まえた健康づくり、介護予防を推進するとともに、高齢者のニーズと負担のバランスをとりながら介護保険サービス、在宅福祉サービス等の充実を図ります。

(3) 障がい者福祉

障がい者が社会の一員として尊重され、自己選択と自己決定の下に社会の活動に参画できる環境づくりを進めるとともに、障がい者が自らの能力を発揮し自己実現できるよう支援します。

(4) 社会保障

健康に対する意識を啓発し、検診（健診）の推奨等による医療費適正化を図るとともに、要介護・要支援認定やケアマネジメントを適切に行うことにより、介護給付の適正化を促進します。

また、給付と負担のバランスに着目した健全で安定した各種社会保障制度の運営を推進します。

さらに、様々な課題に対応した生活困窮対策を関係機関と連携しながら行い、自立した生活が送れるよう支援します。

(5) 健康づくり

市民自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健康で活力のある生活を送ることができるよう「健幸づくり」施策を進めます。

また、健康づくりに取り組むための支援・指導を積極的に行うとともに、各種検診（健診）を継続的に実施し、市民の受診を促します。

(6) 地域医療

引き続き市民がいつでも安心して受診できる医療体制の確保を図ります。

羽島市民病院では、急性期と回復期の2つの医療機能を担うとともに、新興感染症に対しても、公立病院としての役割を果たします。

また、在宅医療を支えるため、診療所や介護施設との連携を推進します。

Ⅱ ともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>

未来を担うこどもたちを誰一人取り残さないよう、子育て支援の充実を図るとともに、家庭、地域、学校、企業等が連携しながら、確かな学力の定着や豊かな心と創造性を育む教育を推進します。

また、市民の主体的な学習や活動を促し、その成果を地域社会に生かすことができる生涯学習・生涯スポーツ社会を目指します。

(1) 子育て

ライフステージに沿った切れ目のない支援を行うとともに、地域社会全体で、誰もが安心して出産し、乳幼児期から学齢期以降を含めて子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、すべてのこどもが分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせるよう、困難な状況にあるこどもや家庭に対する必要かつ包括的な支援に取り組みます。

(2) 学校教育

体験やコミュニケーションを通して、豊かな人間性を育むとともに、様々な情報や多様な考え方から学びを深め、志をもって自己の可能性を広げる児童生徒の育成を目指します。

また、デジタル技術を活用しつつ、効果的かつ質の高い教育を推進します。

さらに、こどもたちの願いを実現するため、学校施設・設備の維持管理、防災教育の推進、働き方改革の推進など、社会情勢及び教育の動向に合わせた教育環境の充実を図ります。

(3) 地域教育

心豊かな人間性と社会性を身に付けた青少年育成のため、コミュニティ・スクール¹³を生かし、家庭、地域、学校及び企業と連携した開かれた教育を推進します。

また、地域と学校が連携・協働し、様々な生活体験や異年齢交流等の活動を実施するとともに、地域の歴史や文化を認識し、地域に誇りが持てる教育活動を推進します。

(4) 生涯学習

市民一人ひとりが生涯を通して学び習い、学び直しができる「学習」の環境整備や学びの成果を自ら確かめ、様々な分野に発信する「学修」の仕組みづくりなど、生涯学習社会¹⁴実現のための取組を進めます。

また、市民が芸術や文化に親しむ機会を提供するとともに、地域の歴史の理解や伝統文化が継承されるよう、後継者の育成や文化財等の保護を図ります。

(5) 生涯スポーツ

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民が個々の状況に合わせて、気軽に、快適にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ参加機会を提供するとともに、社会体育施設を計画的に整備し、市民の体力づくりやスポーツを通じた親睦の場を提供します。

また、トップアスリートの技術に触れる機会を提供し、競技者の意欲を高め、競技スポーツの普及促進を図るとともに、強化指定選手及び団体を支援し、競技力の向上を図ります。

Ⅲ ともに創る 活力・にぎわいのあるまち <産業・交流>

少子化・高齢化による労働力不足や国内市場の縮小といった課題に直面する中、デジタル技術の活用により、生産性や付加価値の向上を図るとともに、社会情勢の変化に対応した人材の育成・確保等を支援します。

また、立地特性を生かした企業誘致を進めるとともに、本市の歴史や文化等の資源を生かした交流の推進により、活力・にぎわいの創出を図ります。

さらに、互いの文化や多様な価値観等を認め合う多文化共生の地域づくりを推進します。

(1) 農業

労働力不足への対策として担い手農業者への支援を引き続き図りつつ、地域が必要とする多様な農業人材の育成と確保を推進するとともに、デジタル技術等を活用したスマート農業¹⁵への転換を促進し、農業経営の合理化や生産性の向上等を図ります。

また、大都市近郊に立地する本市の特性を生かし、市特産品の創出や 6 次産業¹⁶化、付加価値の高い農業への転換を進めるとともに、環境に配慮した農業を進めます。

さらに、農地の保全と利用集積を進めるとともに、土地改良事業等を推進し、農業生産基盤の強化を図ります。

(2) 商工業

労働力不足や社会全体のデジタル化、脱炭素化等の社会情勢の変化に対応していくため、生産性の向上や人材の育成・確保に係る取組、創業・販路拡大を支援します。

また、若者、女性、障がい者、外国人など、多様な人材が活躍できる労働環境の構築を進めます。

(3) 企業誘致

広域交通拠点を併せ持つ本市の立地特性を生かし、企業誘致を進め、にぎわいの創出や雇用の場の確保を図ります。

また、国・県の施策の動向や新たな交通体系の整備等の社会情勢の変化を踏まえ、企業立地のポテンシャルが高い区域において、必要に応じて土地利用調整を進めます。

(4) 観光・交流

行政、市民、事業者、関係団体が一体となり、本市の観光資源の魅力を再認識して誇りを高めるとともに、効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を推進し、観光振興に取り組みます。

また、市民の国際感覚や異文化に対する理解を深め、関係団体等との連携のもと、多文化共生 社会の実現 を推進します。

Ⅳ ともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>

市民が穏やかな生活を送ることができるよう、市民等との協働による防災・減災対策や交通安全・地域防犯対策により安全・安心なまちづくりを進めます。

また、廃棄物の適正かつ安定的な処理を進めるとともに、自然との共生により、環境にやさしいまちを目指します。

(1) 防災

防災備品等の計画的な備蓄に加え、災害時において自らが適切な行動をとることができるよう防災教育を充実するなど、防災・減災対策を推進します。

また、市民の自助及び共助の促進を図り、市民主体による食料等の備蓄や避難所運営等により、災害に強い地域づくりを進めます。

さらに、水防団の重要性に係る普及啓発を推進し、団員の確保を図るとともに、水防演習の実施や水防活動用資機材等の整備など、水防体制の充実を図ります。

(2) 消防

引き続き消防サービスの水準を維持できるよう、広域的な連携・協力も視野に入れつ、人員・資機材・車両等の消防力の確保を図ります。

また、住宅用火災警報器等の普及や消火訓練等による市民の防災力の向上を促すとともに、地域の安全・安心を守る災害に強い消防団づくりを進めます。

(3) 交通安全・地域防犯

交通安全に対する啓発活動により市民の意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備・充実など、交通安全対策の強化を図ります。

また、防犯関係団体との連携を深め、地域の防犯活動を支援し、犯罪対策の充実を図り、防犯意識の向上と犯罪被害の軽減を目指します。

(4) 環境保全

脱炭素社会を実現するため、市民や事業者、関係機関と連携を図りながら、再生可能エネルギー¹⁷の利用促進や省エネルギー化を推進します。

また、市民一人ひとりが環境問題を 自分ごととして捉え、環境に配慮した行動につながるよう、環境教育・学習や啓発活動の拡充を進めます。

さらに、公害・衛生対策等により良好な生活環境を守ります。

空き家については、特定空家化を未然に防止するため、関連部署、地域住民、専門家等と連携を図り、発生抑制や適切な管理など、総合的な取組を進めるとともに、特定空家等に対し必要な措置を実施することにより、空き家対策を推進します。

(5) ごみ・衛生

ごみ・し尿処理については効率的・持続的な処理体制を確保し、安全かつ適正な運営を実施します。

また、ごみの減量や資源化の推進を通じて、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。

V ともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>

便利で快適な居住環境を形成するため、効果的な道路網や上下水道等の都市基盤の整備、景観の保全を推進するとともに、公共交通の確保、利用促進を図ります。

また、社会資本を安全に使用し続けるために、社会資本の老朽化対策を計画的に進めます。

(1) 道路

関係機関と連携しながら、幹線道路の渋滞緩和を目的とした道路整備や災害時に強い道路ネットワークの形成を図る一方、都市計画道路等の計画については、社会情勢等の変化に合わせて見直しの検討を進めます。

また、計画的な点検に基づき、老朽化するインフラの適正な維持管理等を推進します。

(2) 公共交通

持続可能な地域内交通を確保・維持するため、コミュニティバスの効果的かつ効率的な運用を図り利用を促進するとともに、新たな技術やサービスの提供を図ります。

また、鉄道やバス等の運行事業者と連携し、地域をつなぐ広域的な公共交通の確保・維持を図ります。

(3) 公園・広場

市民の活動の場、憩いの場として安全・安心な空間を提供できるように地域住民や事業者と協力し、公園の施設・設備について、整備と適切な維持管理を実施します。

また、にぎわいや利便性を高め、公園の利用促進を図ります。

さらに、国営木曽三川公園の整備や適切な維持管理について、関係機関に働きかけを行います。

(4) 上下水道

将来にわたる安全な水の安定供給や水質環境の保全に向け、施設等の計画的な整備・維持管理を実施するとともに、引き続き、健全な経営を維持します。

持続可能なまちづくりを支える考え方

前述の 5 つの基本目標に定める取組を効果的に推進するための共通の考え方として、以下を「持続可能なまちづくりを支える考え方」として定め、誰もが住み良いまちを目指します。

(1) 多様な主体との協働・共創

市民をはじめ、多様な主体が自ら地域課題を自分ごととして捉え、政策立案に参画できる機会を拡充します。

また、地域活動を維持するため、地域で活躍する人材の育成や持続可能な地域コミュニティ形成への支援を推進します。併せてボランティア活動や NPO 活動など、多様な市民活動を支援し、協働・共創によるまちづくりを進めます。

さらに、多様化・複雑化する課題を解決するため、他自治体との機能分担や大学、企業等との連携・協働を推進します。

(2) DX・GXの推進

持続可能な社会の実現を図るため、人工知能 (AI) 等を含めたデジタル技術を活用し、DX を推進します。

また、2050 (令和32) 年度までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を図るため、市民や事業者、関係機関との連携・協働により、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー化等のGXを推進します。

(3) 人権・多様性の尊重

女性やこども、高齢者、障がい者への差別、虐待、暴力など、偏見や理解不足による人権問題の解決に取り組むとともに、アンコンシャス・バイアス¹⁸解消のための意識の高揚を図り、誰もが暮らしやすく多様な価値観が尊重される社会づくりを推進します。

(4) シティプロモーション¹⁹の推進

移住定住、観光振興、ふるさと納税等の取組により市の魅力を内外に発信し、ヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させることで、シビックプライド²⁰を高めます。

(5) 開かれた行政

多様化・複雑化する課題を的確に把握するとともに、様々な手法により行政情報を適時適切に発信し、市民と行政が問題意識を共有しながら透明度の高い行政運営を進めます。

また、市民に身近な行政として、相談窓口としての機能を充実するとともに、行政手続のオンライン化やワンストップサービスの拡充など、市民サービスの利便性向上を図ります。

(6) 安定した自治体経営

財源や地域資源が限られる中で、多様化・複雑化する課題に対応するため、ニーズを的確に捉え、「選択と集中²¹」により最大限の効果が発揮されるよう、事務事業の見直しや財政マネジメントの強化など、行財政改革に継続的に取り組みます。

また、今後の人口構成や社会情勢等の変化を踏まえながら、社会資本マネジメントを進めるとともに、組織体制の効果的かつ効率的な見直しを図ります。

さらに、システム標準化を進めるとともに、人工知能（AI）等の活用による業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化を進め、更なる業務効率化・生産性向上を図ります。

加えて、労働力が不足する中、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、多様な知識・技能・経験を持った人材の育成・確保やリ・スキリング²²、スキルアップ、職員の多様な働き方、職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくり等を推進します。

用語説明

¹ 財政の「安定化対策」：将来世代への負担を残さない財政運営の実施に向け、市が2020（令和2）年度から実施してきた、「財政調整基金残高の一定水準確保に向けた歳出削減」「受益者負担の適正化」「職員給料・手当等の削減」「建設地方債発行額の抑制」という4つを柱とした対策。

² GX（グリーン・トランスフォーメーション）：経済成長と環境保護を両立させ、「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という、カーボンニュートラルにいち早く移行するために必要な経済社会システム全体の变革を意味する成長戦略。

³ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念。

⁴ SDGs：「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標。

⁵ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っていることのこと。

⁶ ゼロカーボンシティ：2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体。

⁷ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」を意味し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

⁸ 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

⁹ 市民アンケート：市に居住する15歳以上の方から無作為抽出した2,000人を対象とし、2023（令和5）年7月から8月を調査期間として実施。

¹⁰ 企業アンケート：市内企業・事業所のうち無作為抽出した1,000社を対象とし、2023（令和5）年6月から7月を対象期間として実施。

¹¹ U35 はしま若者会議：15歳以上35歳未満の市内に居住又は通勤・通学する方を対象とし、応募のあった29人が参加して、2023（令和5）年7月から9月の期間に計4回実施。

¹² コーホート要因法:同時期出生集団である年齢別男女別人口ごとに将来の推計値を求め、男女・年齢別人口構成を考慮し、自然増減及び社会増減という2つの人口変動要因を基に推計するもの。

¹³ コミュニティ・スクール:家庭や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。

¹⁴ 生涯学習社会:様々な場や機会において行う生涯学習について、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会。

¹⁵ スマート農業:ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化、高品質生産等を推進する農業。

¹⁶ 6次産業:農業や水産業等の第1次産業が、第2次産業(加工)、第3次産業(流通・販売)にも業務展開する経営形態を表す。

¹⁷ 再生可能エネルギー:石油や石炭、天然ガスといった化石エネルギーと異なり、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのこと。

¹⁸ アンコンシャス・バイアス:自分自身では気付いていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

¹⁹ シティプロモーション:地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のこと。

²⁰ シビックプライド:「地域への誇りと愛着」を表す言葉。

²¹ 選択と集中:合理性、効率性、発展性、持続性、公平性、財源性等に基づき、事務事業の優先度を判断の上、資源を集中的に投入し、事業価値を高めること。

²² リ・スキリング:働き方の変化によって今後新たに発生する業務で必要なスキル習得のための教育を指す。

なお、本文中の「こども」の表記については、こども基本法の理念を踏まえた国からの通知に基づき、ひらがな表記しています。